

英国における不招請勧誘規制の概要

【不招請勧誘の制限】

業者は、次に掲げる場合を除き、招請に基づかないリアルタイムの勧誘又は誘引を行ってはならない。

- 勧誘等の受け手が当該勧誘等を受けることを予測しているといったような、確固たる顧客関係が業者との間に存在する場合
- 価格変動の大きいファンド商品等ではない場合
- 勧誘等が、認可業者等によって行われた規制業務に関連するものであって、当該規制業務に関する投資商品が流動性を有する証券又は市場性を有する非レバレッジ商品である場合

【招請に基づくリアルタイムの勧誘等の意味】

招請に基づくリアルタイムの勧誘等とは、勧誘等の受け手からの明示的要請に応じて行われる、戸別訪問、電話その他の対話による勧誘等であって、受け手の要請等の際の状況から、当該勧誘等が受け手の要請等を受けた規制投資商品・規制業務に関して行われることが明白であるものをいう。

【適用除外】

勧誘等に関する規定は、原則として、金融機関及び機関投資家に対しては適用されない。